

ブロック塀などの取り壊し、 板塀や生け垣等の設置に助成をします

昨年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、倒壊の恐れのあるブロック塀や石造、れんが造などの塀の取り壊しをする方を対象に、工事費の一部を助成します。

また、板塀や生け垣などを設置する場合にも助成します。ぜひご活用ください。

●ブロック塀などの取り壊し

- 実施期間** 2021年3月31日まで(時限措置)
対象工事 倒壊の恐れのあるブロック塀などのうち、道路や公園などに面する部分の撤去(一部撤去を含む)工事
対象経費 ブロック塀などの撤去工事費、廃材処理費ほか
助成限度額 30万円(助成率1/2)

※市街地景観保存区域及び景観重点区域 2/3(限度額18万円)

※ブロック塀等の撤去後、設置する場合 2/3(限度額18万円)

●板塀や生け垣等の設置

市全域における景観の向上を目的に、板塀や生け垣などを設置する場合、助成制度がありますのでご活用ください。

●板塀等の設置

対象工事 道路・河川に面する部分等に、長さ1.8m以上にわたる板塀や塗塀等の設置

補助率等 1/3(限度額30万円)

※市街地景観保存区域および景観重点区域 2/3(限度額60万円)

※ブロック塀等の撤去後、設置する場合 2/3(限度額60万円)

●生け垣の設置

対象工事 道路・河川に面する部分等に、長さ5m以上にわたる生け垣の設置

補助率等 1/3(限度額9万円)

●施設の緑化

対象工事 駐車場、町内集会所等の道路に面する部分に、長さ5m以上にわたる植栽

補助率等 1/3(限度額36万円)

※市街地景観保存区域及び景観重点区域 2/3(限度額72万円)

※ブロック塀等の撤去後、設置する場合 2/3(限度額72万円)

【問合】

- 相談窓口およびブロック塀に関すること
建築住宅課 ☎35-3159 広報ID 1010158
- 板塀、生け垣に関すること
都市計画課 ☎35-3180 広報ID(板塀等) 1003986 (生け垣) 1003997

委員会・審議会を公開しています

公開予定の委員会・審議会

開催日	会議名ほか	担当課
2月4日 (月)	庁議(幹部会) 8:30~ 市役所 4階 特別会議室	企画課 ☎35-3131
2月16日 (土)	人権施策推進 協議会 15:30~ 市民文化会館3-3	協働推進課 ☎35-3412
2月18日 (月)	庁議(幹部会) 8:30~ 市役所 4階 特別会議室	企画課 ☎35-3131
2月21日 (木)	教育委員会 13:30~ 市役所 3階 行政委員会室	教育総務課 ☎35-3153
2月22日 (金)	行政改革推進委員会 13:30~ 市役所 3階 行政委員会室	行政経営課 ☎35-3040
2月26日 (火)	農業委員会 14:00~ 丹生川支所 2階 防災集会室	農業委員会 事務局 ☎35-3141

- 傍聴は先着順となります。
- 開催日時や場所が変更となる場合があります。また、議題等詳細についても担当課へお問い合わせください。

重大な消防法令違反の建物を ホームページで公表します

利用する建物の危険性を利用者自身が判断できるよう、重大な消防法令違反の建物を市ホームページで公表する制度が4月1日から始まります。

■公表の対象となる建物

▼飲食店や物品販売店など、不特定多数の方が利用する建物

▼病院や社会福祉施設など、自力で避難することが難しい方が利用している建物

■公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反

■公表する内容

①建物の名称
②建物の所在地
③違反の内容
④公表日

■公表する時期

消防本部が実施する立入検査で違反を確認し、建物の関係者に違反を通知してから14日を経過してもなお違反が認められる場合に公表します。公表は違反が是正されるまでの間継続します。

■関係者のみなさんへ

建物の増改築や用途変更を行う場合は、新たに消防用設備等の設置や既存消防用設備等の改修・増設が必要となる場合がありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

【問合】 消防本部予防課 ☎32-33027